（別紙）　目　録
小切手（線引）　１通
小切手番号　Ａ884083
金額　2,581,126円
支払人　岐阜信用金庫中津川支店
支払地　岐阜県中津川市
振出日　白地
振出地　岐阜県中津川市
振出人　キタノ技研工業株式会社　代表者代表取締役　伴　裕一郎
最終所持人　申立人

平成２５年（ヘ）第９７号
東京都葛飾区堀切４丁目57番21号
申立人　有限会社西山鉄網製作所
代表者代表取締役　西山　栄一
権利を争う旨の申述の終期　平成26年４月３日
平成26年４月４日　大阪簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　Ｂ01767
金額　709,447円
支払期日　平成26年２月28日
支払地　大阪市
支払場所　株式会社商工組合中央金庫大阪支店
振出日　平成25年10月31日
振出地　大阪市
振出人　株式会社アークエース　代表取締役　北村　　譲
受取人　申立人
最終所持人　申立人

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２６年（フ）第１５号
宮崎県日南市岩崎３丁目７番32号
債務者　合資会社井上呉服店
代表者代表社員　井上　洋子
１　決定年月日時　平成26年４月15日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　山田　　卓
４　破産債権の届出期間　平成26年５月15日まで
５　財産状況報告集会・一般調査の期日　平成26年６月９日午後１時30分
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
宮崎地方裁判所日南支部破産係

平成２６年（フ）第３３７９号
東京都江戸川区上一色３丁目24番３号
債務者　宇喜田陸上輸送株式会社
代表者代表取締役　堀内　雅美
１　決定年月日時　平成26年４月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　鈴木　一夫
４　破産債権の届出期間　平成26年５月９日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年７月10日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８０号
相模原市緑区若柳1231番地
債務者　町田屋商事有限会社
代表者取締役　矢部　幸江
１　決定年月日時　平成26年４月14日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　井上　雅彦
４　破産債権の届出期間　平成26年５月12日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年７月10日午後２時
横浜地方裁判所相模原支部

平成２６年（フ）第９７号
相模原市南区大野台３丁目15番12号ルミエール田村Ｌ－２号
債務者　有限会社沢正工務店
代表者取締役　沢居　正志
１　決定年月日時　平成26年４月14日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　最所　義一
４　破産債権の届出期間　平成26年５月12日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年７月８日午後３時
横浜地方裁判所相模原支部

平成２６年（フ）第１５６号
千葉県鎌ケ谷市東鎌ケ谷３丁目21番４号
債務者　アーチー株式会社
代表者代表取締役　山口　　晟
１　決定年月日時　平成26年４月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　井上　明子
４　破産債権の届出期間　平成26年５月15日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年７月７日午前10時
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第７５号
福井県越前市白崎町第27号４番地
債務者　小泉建設株式会社
代表者代表取締役　小泉　一弘
１　決定年月日時　平成26年４月15日午前９時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　中村　　淳
４　破産債権の届出期間　平成26年５月15日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年７月８日午前11時45分
福井地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第３４０６号
神奈川県藤沢市遠藤2010番地13
債務者　有限会社味穂
代表者代表取締役　高須　　一
１　決定年月日時　平成26年４月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　赤塚順一郎
４　破産債権の届出期間　平成26年５月16日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年８月28日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１０５号
静岡県浜松市中区富塚町1436番地の８
債務者　有限会社龍運輸
代表者代表取締役　池田　竜也
１　決定年月日時　平成26年４月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　和光　　学
４　破産債権の届出期間　平成26年５月20日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年７月９日午後１時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２６年（フ）第１７号
茨城県北茨城市磯原町磯原４丁目93番地
債務者　有限会社はまや
代表者代表取締役　茂木　芳子
１　決定年月日時　平成26年４月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　片岡　　優
４　破産債権の届出期間　平成26年５月29日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年７月７日午前11時
水戸地方裁判所日立支部

平成２６年（フ）第３７号
鳥取県米子市両三柳4345番地
債務者　有限会社荒濱建築工務店
代表者代表取締役　荒濱健太郎
１　決定年月日時　平成26年４月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　安田　寿朗
４　破産債権の届出期間　平成26年５月16日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年７月28日午後１時30分
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
鳥取地方裁判所米子支部

平成２６年（フ）第１０号
兵庫県佐用郡佐用町佐用227番地の１
債務者　小林建設株式会社
代表者代表取締役　小林　　功
１　決定年月日時　平成26年４月15日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　竹内　文造
４　破産債権の届出期間　平成26年５月20日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年７月11日午前11時
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
神戸地方裁判所龍野支部

平成２６年（フ）第３１８号
福岡市博多区上牟田１丁目12番12号
債務者　合資会社フォーティー・フォー
代表社員　井上　真二
１　決定年月日時　平成26年４月９日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　平井　敬三
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月12日午後２時
福岡地方裁判所第４民事部